●春の行政相談週間（5月17日～23日）

気軽に利用できる 行政相談

国の仕事やその手続き、サービスなどについて、「こうしてほしい」「困っている」「分からない」などはありませんか。総務省では、全国に行政相談のための窓口を設置し、国民からの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。行政相談の窓口に寄せられたさまざまな声が、わたしたちの暮らしの中で生かされています。

◆「行政相談」ってなんですか？

国の仕事やその手続き、サービスなど、国の行政全般について、国民の苦情や意見・要望を受け付ける「行政相談」。総務省では、受け付けた相談に対して、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

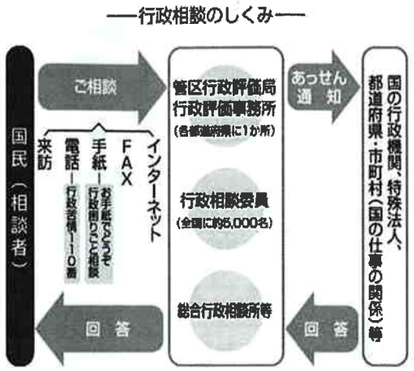

◆どこに相談すればいいの？

行政相談は、都道府県庁所在地に設置している管区行政評価局・行政評価事務所の窓口のほか、電話やインターネットなどでも受け付けています。相談は無料で、相談者の秘密は固く守られます。

・行政苦情一一〇番

管区行政評価局・行政評価事務所では、電話で相談を受け付ける「行政苦情一一〇番」を設置しています。

☎0570-090110

・インターネット

国の行政に対する意見や苦情をインターネットでも受け付けています。

http://www.soumu.go.jp/hyouka/mail_uketsuke.htm

・行政相談委員

国民の身近な相談相手として、全国で約5千人の行政相談委員が活躍しています。行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱します。

地域住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。行政相談委員は、自宅のほか、市役所・町村役場、公民館などで相談所を開設しています。

本町では、5月20日（木）午前10時から午後3時まで中央公民館茶道室で相談所を開設します。相談員は、今東満男さんです。

◆どのように改善されているの？

相談窓口に寄せられた声は、暮らしのさまざまな場面で生かされています。相談窓口に寄せられた相談により解決・改善されたものには、次のような事例があります。

「歩道が設置されていない国道は、交通量が多く歩行者などが危険なので歩道を新設してほしい」という相談について、国道維持出張所に検討を依頼した結果、歩道が設置されました。

「職業安定所では、給付金等に関する申請書類が多数配布されるが、弱視の私には、こうした書類も利用しづらいので、書類を点字化して欲しい」という相談に対し、「雇用保険の失業給付（受給者のしおり）」の点字版作成費が予算化され、県内の全職業安定所に交付されました。

紫尾温泉駐車場が完成

大型バスも含め59台駐車可能に

町で整備を進めていました紫尾温泉駐車場がこのほど完成しました。総事業費は約2000万円で、国の電源地域振興対策事業補助金1500万円を利用しています。

新しい駐車場は、第1駐車場44台、第2駐車場15台の合計駐車可能台数59台で、旧駐車場と比較して29台分拡大され、このうち、大型バス用として3台分、身体障害者用として2台分確保しています。

今回の整備により、紫尾温泉周辺施設利用者の利便性が向上し、魅力ある観光地づくりとしての充実が期待されます。

第1駐車場

第2駐車場

国民年金

問い合せ　住民課住民年金係
☎59－3111（内線121）

申請は毎年度必要です

今年度の学生納付特例制度の申請はお済ですか？

２０歳になると，学生でも国民年金への加入が義務付けられていますが，学生本人の前年の所得が一定額以下であれば，在学期間中の保険料が後払いできる学生納付特例制度が利用できます。（夜間部・定時制・通信制も含みます。）

この制度を利用するときは，年金手帳・学生であることを証明するもの（学生証など）を持って住所地の市町村役場で申請手続きをしてください。申請して承認されると、申請した月の前月分から３月分までの保険料の納付が猶予されますので，４月からの猶予を希望する人は，５月末までに申請をしてください。

年金受給者の方へ

住所が変わったときは届出を忘れずに!!

引越しなどで住所が変わったときは「住所・支払機関変更届」を最寄の社会保険事務所に提出しましょう。届出を忘れると，年金の大事なお知らせが届かなかったり，年金の受取が遅れたりします。

なお，届出用紙は役場住民年金係に備え付けられています。

※年金を確実に受け取っていただくために，やむを得ない場合以外の支払機関のみの変更はご遠慮ください。